

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

1) 地域の概要・立地

当村は、山梨県の北東部の県境に位置し、東は東京都奥多摩町、西は甲州市、南は小菅村、北は埼玉県秩父市に接している。

地質は、中部から北部にわたって約5分の4の地域が、侏羅紀層群（じゅらきそうぐん）によって構成され、土壌も複雑で、中心地域が地質的に侏羅紀層群から成っているため風化作用を受けて容易に粘重な土壌を作りやすいといわれ、心土は砂土壌、細砂土壌で一部軽埴土である。

周囲を2,000m級の急峻な山々に挟まれ、村域の約97%が山村であるため、地震、暴風、豪雨、地すべりなど極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にある。

また、近年の社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害の発生についても、その危険性が指摘されている。



2) 想定される地域の災害のリスク

本会を取り巻く地域の災害発生状況及び想定される災害発生情報は、丹波山村が策定した「丹波山村地域 防災計画」（平成27年6月）を基に現状分析を行う。

① 土砂災害

当村は周囲を急峻な山々に挟まれ、地形的、地質的に崩れやすい地域が多い。村の中央を東西に流れる丹波川流域の狭隘な土地に住宅地が広がっているが、村の総面積に占める宅地の割合は少なく、非常に密集した居住地や集落を形成している。急傾斜地付近に存在する人家も多いので、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。

※丹波山村ハザードマップ URL : <https://www.vill.tabayama.yamanashi.jp/gyousei/files/hazard.pdf>

◆土砂災害等危険箇所数【丹波山村地域防災計画より】

- 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所 7箇所
- 急傾斜地崩壊危険箇所 17箇所
- 崩壊土砂流出危険地区 21箇所
- 山腹崩壊危険地区 15箇所
- 土石流危険溪流 6箇所

② 地震【丹波山村地域防災計画より】

当村に被害を及ぼす地震は次の3種類が想定される。

- 東海地震
- 南関東直下プレート境界地震(南関東直下型地震)
- 山梨県内及び県境に存在する活断層による地震
 - ・釜無川断層地震
 - ・藤の木愛川断層地震

- ・曾根丘陵断層地震
- ・糸魚川—静岡構造線地震

当村における想定結果は次のとおり。

○ 地震動

6つの想定地震のうち、当村に最も影響を及ぼす地震は、「藤の木愛川断層地震」と想定されている。この想定地震では、地表最大加速度分布図は、当村の役場周辺及び甲州市境付近の一部で最大値の400gal以上、埼玉県大滝村境付近で200～300gal、その他の地域で300～400gal、地表最大速度分布図では、役場周辺が最大値50kine以上、甲州市境付近で40～50kine、埼玉県大滝村境付近で20～30kine、その他の地域で30～40kineとなっている。

また、震度は、役場周辺で震度6弱、村南部で震度5強、村北部で震度5弱と想定されている。

○ 崖等の危険度

急傾斜地危険箇所は、13箇所ある危険地のうち「藤の木愛川断層地震」で12箇所、「釜無川断層地震」で11箇所、「東海地震」、「南関東直下プレート境界地震」で10箇所が〔危険性が高い〕とされており、急傾斜地危険箇所における危険度は、相対的に高い結果となっている。

○ 建築物

6つの想定結果からすると、当村における建築物の被害要因は、液状化によるものではなく、すべて振動によるものとされる。このうち当村に最も影響を及ぼすとされる地震は、「藤の木愛川断層地震」で全壊87棟、半壊109棟と、村の建築物の45.2%に当たる196棟の建築物に被害が生じるという想定結果になっている。次に被害が大きいものは「東海地震」、「南関東直下プレート境界地震」、「釜無川断層地震」でそれぞれ合計39棟（村の9.0%）に被害が生じるものとされている。

また、崖の崩壊による被害棟数は、「釜無川断層地震」、「藤の木愛川断層地震」で10棟、「東海地震」、「南関東直下プレート境界地震」で7棟となっている。

○ 地震火災

地震による火災被害件数は、ほとんどないという結果になっており、「藤の木愛川断層地震」の全出火件数1件だけと想定されている。

○ 供給処理施設

電力供給施設については、いずれの想定地震も被害が少なく、地中配電線、架空配電線及び電柱には、ほとんど被害が生じないものと想定されており、電力供給に関しては、「南関東直下プレート境界地震」、「釜無川断層地震」、「藤の木愛川断層地震」で村の約3.5%に停電が生じるとされている。上水道施設については、最も断水率が高いのが「藤の木愛川断層地震」で全体の約37.3%の150世帯、また最も被害が少ないものでも「曾根丘陵断層地震」で全体の約16.17%の65世帯と、いずれの想定地震においても多くの世帯で断水被害が生じるものとされている。LPガス物的被害では、一般家庭のボンベが18本転倒被害にあい、ガス漏れ被害は13戸で生じるとされている。

○ 人的被害

死傷者が最も多く発生するとされるのは、「藤の木愛川断層地震」で死者3名、重傷者3名、軽傷者30名となっている。当村における死傷原因は、崖崩れによる被害によるものもあるが、ほとんどが建物倒壊によるもので、火災による被害はないと想定されている。

○ 社会機能被害

地震によって住居制約が生じるのは、最も被害が多いものが「藤の木愛川断層地震」の133世帯321人、次いで「東海地震」、「南関東直下プレート境界地

震」、「釜無川断層地震」で20世帯48人となっている。また、医療制約についても、上記の想定地震では、ライフライン被害の機能低下のある、なしにかかわらず、支障が生じるものとされている。

③ 雪害【丹波山村地域防災計画より】

当村は、年平均降雨量も比較的少なく、山岳地帯（丹波付近、標高約650m）のわりには降雪量は少ないが、降雪時に道路交通が停滞しやすく、なだれ等により交通が困難になり孤立するおそれがある。

④ 感染症

多くの人が免疫を持っていない新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界規模で爆発的に感染拡大する可能性があり、長期化すると考えられるが、不確実性が高く、事業継続への影響予測は困難である。また、新型コロナウイルス感染症のように変異株の出現により未だワクチン接種等の予防策を施しても感染拡大の波があり、有効な治療方法が確立されていない段階にある感染症が、全国的かつ急速にまん延することで、当村においても企業活動だけでなく、多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

（２）商工業者の状況

- ・商工業者等数 56人（令和6年4月1日現在）
- ・小規模事業者数 55人（令和6年4月1日現在）

【商工業者の業種別内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	農業、林業	1	1	村中心地（役場）周辺に存在
	建設業	4	4	村内に広く分散
	製造業	7	7	村内に広く分散
	運輸業、郵便業	1	0	村内中心地（役場）周辺に存在
	卸売業、小売業	8	8	村内中心地（役場）周辺に存在
	不動産業	1	1	村内中心地（役場）周辺に存在
	技術サービス業	3	3	村内中心地（役場）周辺に存在
	宿泊業、飲食業	2 4	2 4	村内に広く分散している
	サービス業	4	4	村内中心地（役場）周辺に存在
	その他	3	3	村内に広く分散している
合 計		5 6	5 5	

（３）これまでの取組

1) 当村の取組

① 丹波山村地域防災計画の策定

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国・県・村・地方公共団体・公共機関・住民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。

これらを踏まえ、丹波山村防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、当村の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、「丹波山村地域防災計画」を策定している。

② 防災訓練の実施

村は、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう次の訓練を実施するものとしている。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。また、訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に十分配慮し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

さらに、災害は、時間や季節、天候を問わず発生することから、それぞれの状況に対応できる訓練を実施することとしている。

○総合訓練 ○非常通信訓練 ○避難訓練 ○防疫訓練 ○消防訓練 ○水防訓練

③ 防災施設及び防災資機材の整備、拡充

災害時に円滑な災害応急活動ができるよう、「丹波山村地域防災計画」に次の防災施設、防災資機材の整備等について規定し推進する。

○施設の整備

- ・通信連絡設備
- ・防災倉庫等
- ・避難所

○防災資機材の整備

- ・点検整備の実施
- ・点検整備を要する防災資機材と保管機関
- ・資機材及び機械類の点検実施内容

④ 丹波山村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定

平成24年度に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき「丹波山村新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定している。

⑤ 丹波山村地域防災計画の村内への周知

当村ホームページに丹波山村地域防災計画を掲載し、周知している。

⑥ 災害時の避難所の指定

⑦ 丹波山村土砂災害ハザードマップを当村ホームページに掲載

2) 当会の取組

- ① 事業者BCPに関する国等の施策の会員への周知
- ② 小規模事業者に対する災害リスクやBCP計画策定の普及啓発
- ③ 全国商工会連合会の提供する「ビジネス総合保険」、「業務災害保険」、「休業補償制度」等、各損害保険会社と業務提携した周知及び、加入推進
- ④ 山梨県火災共済協同組合と連携した災害共済の周知及び、加入推進
- ⑤ 防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)の完備・備蓄
- ⑥ 丹波山村が実施する防災訓練への参加及び協力
- ⑦ 事業継続力強化支援計画の策定のための行政との協議

II 課題

現状では、「丹波山村地域防災計画」において、当会が災害時に果たすべき業務は示されているが、当村と当会の具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時及び緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

災害時の情報提供や情報収集は、当村をはじめとする各関係機関との連携が不可欠であるが、現状では、緊急時における具体的な連携体制が整備されていない。

小規模事業者にとっては、利益の確保や経営の安定といった事柄が、災害時の事業継続よりも優先すべきものとなっており、事業者BCPの策定まで手が回っておらず、それほどの必要性も感じていないと思われる。

また、BCPを策定した小規模事業者であっても、訓練を実戦形式で行っている事業者は少なく、このままでは災害発生時における経営活動の早期復旧は厳しいと考えられる。

さらに、小規模事業者にとって適切な損害保険・共済を推進するため、損害保険会社と更なる連

携体制を構築する必要がある。

Ⅲ 目標

丹波山村地域防災計画に基づき、発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後のいち早い復旧等の対策については、村、商工会が一丸となって取組むこととし、特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のために次の取組を行う。

また、大規模自然災害の対応と併せ、令和2年初頭から全世界を震撼させ、大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症に係る経験を活かし、感染症対策についても対策と発生時に対する拡大防止措置が速やかに行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を構築する。

（１）管内小規模事業者へのＢＣＰ策定支援の強化

管内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のＢＣＰ策定支援を強化する。

（２）被害の把握・報告ルートの確立

発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当村との間における被害情報報告ルートを構築する。

（３）速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

（４）リスクファイナンスを活用したＢＣＰ対策の啓発

災害や感染等による被害発生時においても、いち早く経営活動の再開が図られるよう、共済・保険制度の活用についての啓発活動を展開する。啓発活動においては、山梨県商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」を活用する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和6年8月1日 ～ 令和11年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当村の役割分担と体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

平成27年6月に策定した「丹波山村地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 巡回や窓口での経営支援の際に、東京海上日動火災(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)が提供するハザード情報等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ② 当会ホームページや会報、村広報やホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③ 小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく冷静に対応することを周知する。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑦ 事業者に対して、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和6年度末までに事業継続計画を作成する。

3) 関係団体等との連携

- ① 連携する各保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険、リスクに対応するための生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ② 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ③ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ① 巡回等の接触時に聞き取り調査を実施し、小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認をする。
- ② 事業継続力強化支援に関する打ち合わせ会(構成員:当会、当村)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

災害種類（地震・土砂災害・雪害・感染症等）と被害レベル、さらに災害発生時期（季節・時間）を想定し、丹波山村との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助を第一として、その上で、以下の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当村で共有する。）
- ② 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ③ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合には、丹波山村における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ① 当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ② 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ③ 大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回程度共有する
2週間～3週間	1日に1回程度共有する
4週間～2ヶ月	3日に1回程度共有する
2ヶ月以降	1週間に1回程度共有する

※必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

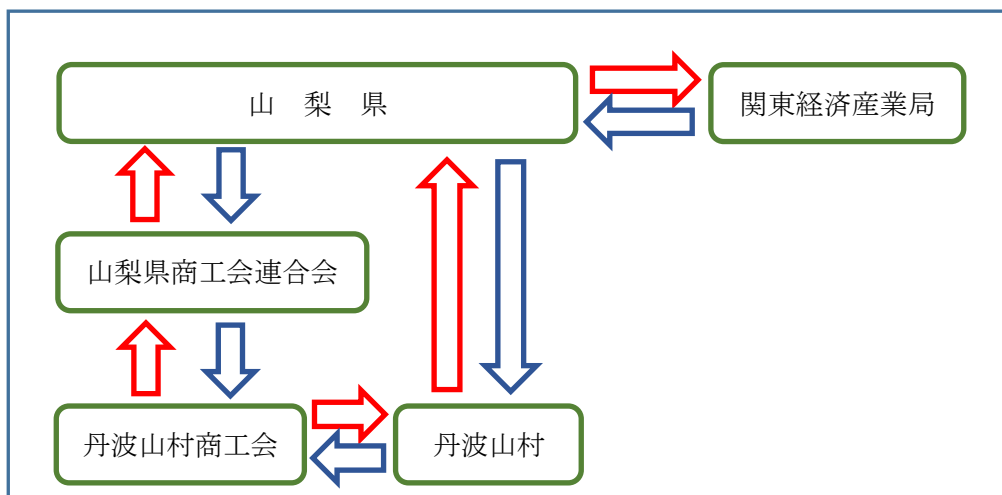
- ① 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ② 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③ 小規模事業者の被害状況の把握及び報告については、全国商工会連合会が開発した「商工会災害システム」を活用する。商工会職員等が確認した被災状況を携帯端末から入力することで、商工会連合会、全国商工会連合会と情報共有を行う。また、備考欄に必要な物資や要望等を記載するなど、CSVに出力した情報を村・市・県に対して迅速に報告する。

【商工会災害システム把握及び入力情報】

項 目	内 容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
地区名	被害を受けた企業・事業所の地区
人的被害状況	・経営者 ・家族 ・従業員 (軽傷、重傷、行方不明、死亡)
物的被害状況	・店舗工場 (全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ・社長自宅 (全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ・商品 ・機械 ・器具備品 ・車両
被害額 (円)	・被害状況の確認方法、被害額の算定方法についてはあらかじめ確認しておく
写真	被害を受けた状況
備考	企業の業種、必要な物資、要望事項等

- ④ 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
当会と当村は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額 (合計、建物、設備、商品等) の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ⑤ 当会と当村が共有した情報を、山梨県の指定する方法にて当会又は当村より山梨県へ報告する。
- ⑥ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当村が共有した情報を山梨県の指定する方法にて当会又は当村より山梨県へ報告する。

【被害状況の連絡体制】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ① 相談窓口の開設方法について、丹波山村と相談する。
(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ② 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ④ 応急時に有効な被災事業者施策(国や県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ⑤ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

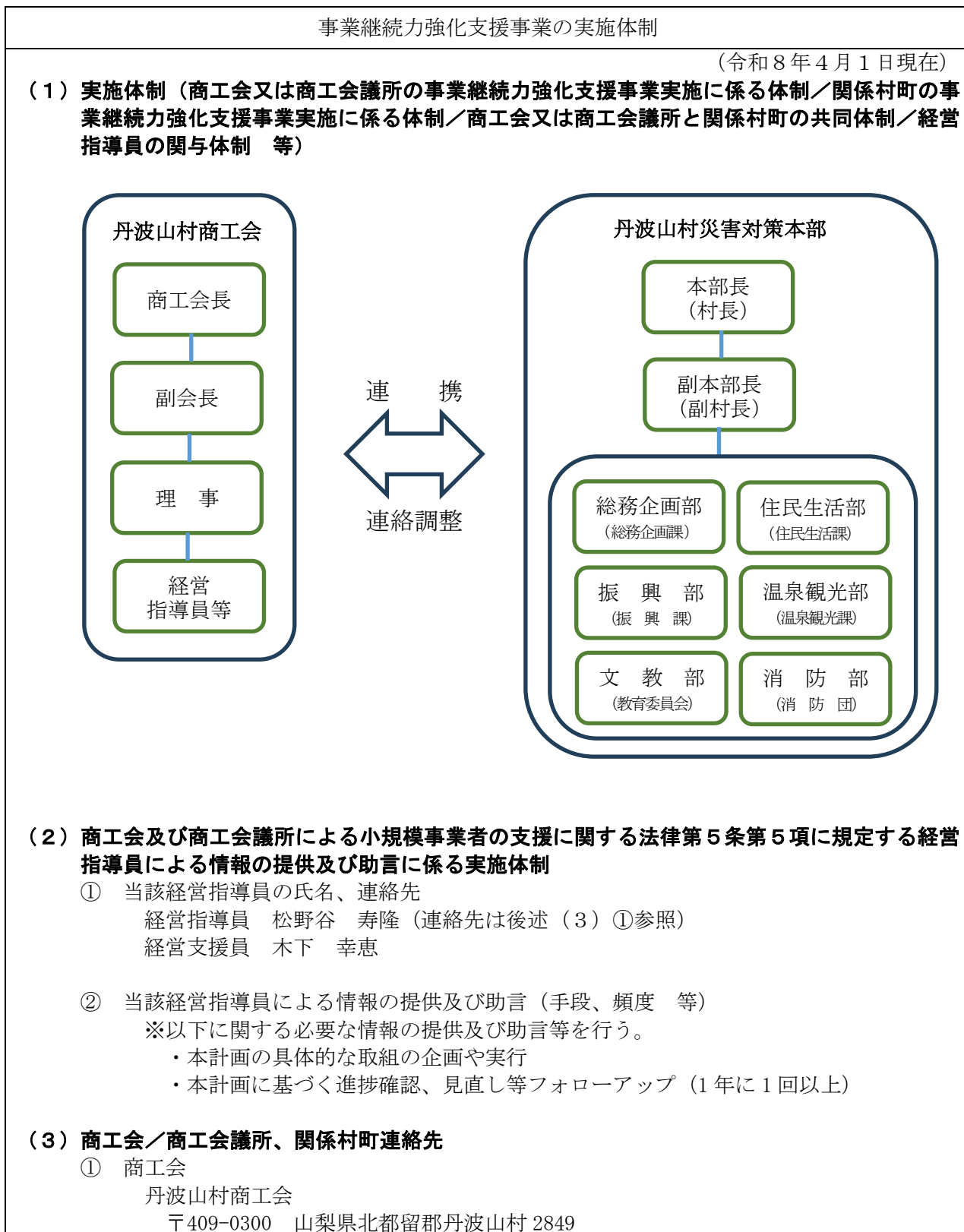
- ① 山梨県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ② 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山梨県等に相談する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



T E L : 0428-88-0444 / FAX : 0428-88-0905

E-Mail : ml4431@shokokai-yamanashi.or.jp

② 関係市町村

丹波山村役場 地域創造課

〒409-0211 山梨県北都留郡丹波山村 2450

T E L : 0428-88-0211 / FAX : 0428-88-0207

E-Mail : soumu@vill.tabayama.yamanashi.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・チラシ等作成費	10	10	10	10	10
・BCP策定支援費	30	30	30	30	30
・防災、感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
・会費収入、丹波山村補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係村町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
①山梨県商工会連合会 〒400-0035 山梨県甲府村飯田 2 丁目 2-1 山梨県中小企業会館 3 階 ②山梨県火災共済協同組合 〒400-0032 山梨県甲府村中央 1 丁目 12-37 ③東京海上日動火災保険株式会社山梨支店 〒400-0032 山梨県甲府市中央 1 丁目 12-28 ④あいおいニッセイ同和損害保険株式会社山梨支店 〒400-0031 山梨県甲府村丸の内 3 丁目 20-5
連携して実施する事業の内容
① 業務上の巡回相談時や窓口相談時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害や感染症等のリスクに対応した共済制度等の加入の確認を行い、未加入事業所には共済制度に係る説明や保険会社等と連携したリスク回避に備えた支援を実施する。 ② 山梨県商工会連合会が連携協定を結ぶ、山梨県火災共済協同組合・東京海上日動火災保険㈱及びあいおいニッセイ同和損害保険㈱にリスク管理の専門家派遣を依頼し、普及啓発セミナーや個別相談会の開催や損害保険会社の紹介等も行う。 ③ その他 B C P ・事業継続力強化支援計画策定の推進、感染症影響による労務リスク対策の専門家派遣支援等を連携しながら実施する。
連携して事業を実施する者の役割
①、②、③とも、専門家の見地から自然災害・感染症等のリスクに備え、事前に必要と考えられる保険の加入確認。また、有事の際を見据えた準備の再確認等、対応に備える各種支援機会を提供していく。 【自然災害・感染症リスクに係る具体例】 ① 商工会会員事業者等に対する災害・労務リスク対策のノウハウ提供 ② 商工会の経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供 ③ 災害・労務リスク対策セミナー、個別相談会の共同開催及び講師派遣 ④ 災害・労務リスク対策ツールの提供等 また、有事の際には、迅速に復旧できるよう、その課題について緊密な情報交換を図り、本計画に基づく具体的な再起支援を実施する。

連携体制図等

